

54—07 P

訂正審判の審決、審決の登録等

1. 訂正審判の審決

訂正審判の審決の結論には、次の4とおりがあ

- (1) 請求成立（訂正を認める）
- (2) 一部請求成立（訂正を一部認める）
- (3) 請求不成立（訂正を認めない）
- (4) 請求却下（特 § 135）

2. 審決の記載（→45—01～20）

3. 審決の確定（→46—00）

4. 審決の効果

- (1) 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により、特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特 § 128）。
- (2) 侵害事件等の判決確定後に訂正をすべき旨の審決（政令で定めるものに限る）が確定したときには、訂正が確定したことを理由とする確定判決の再審は制限される（特 § 104 の 4 三、特施令 § 8）。

5. 登録等

(1) 審判請求の予告登録

訂正審判の請求があったときは、特許原簿に予告登録される（特登令 § 3 四）。

予告登録は、表示部に審判の請求があった年月日、審判の番号及び請求の趣旨を記録することによってされる（特登施規 § 38）。

(2) 確定審決の登録

訂正審判の確定審決は、特許庁長官の職権で特許原簿に登録され（特登令 § 16 十）、その登録は、表示部に審判の番号、審決が確定した旨及びその年月日、並びに確定審決の概要を記録することによってされる（特登施規 § 37 ①）。また、審決の部分確定に伴う訂正の請求の確定（→46—00）があった場合は、特許庁長官が部分確定の発生を確認し、当該部分確定した事実が「審決の一部確定登録」として登録される。

審決の原本は特許原簿の一部とみなされる（特登令 § 9③）。

(3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録

訂正審判による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、特許庁長官の職権で特許原簿に登録される（特登令 § 16 二）。特許発明の名称に変更があったときは、変更後の名称が登録される（特登施規 § 31①）。

また、審決の部分確定に伴う訂正請求の確定（→46—00）があったときは、「審決の一部確定登録」として特許原簿に登録される。

特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面は、特許原簿の一部とみなされる（特登令 § 9②）。

6. その他

(1) 特許証

特許庁長官は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定した場合において、その登録があったときは、特許権者に対し、特許証を交付する（特 § 28①、特登令 § 1 二、特施規 § 66）。

(2) 審決公報等

訂正審判において明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正がされたときは、審判の確定審決並びに訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容が、特許公報（特許訂正明細書）に掲載される（特 § 193 ②七、八）。

上記特許公報は、事件が確定した段階で発行され、事件に係る全ての請求

が確定した時に発行される審決公報では、全文訂正明細書（訂正明細書が複数存在する場合は複数）が審決に添付される形態で行われる。また、部分的に確定したときには、部分確定審決公報が発行され、部分確定情報が掲載される。

（改訂 R1.6）